

今後の本村の財政収支シミュレーション（財政収支の見通し）について（粗い試算）

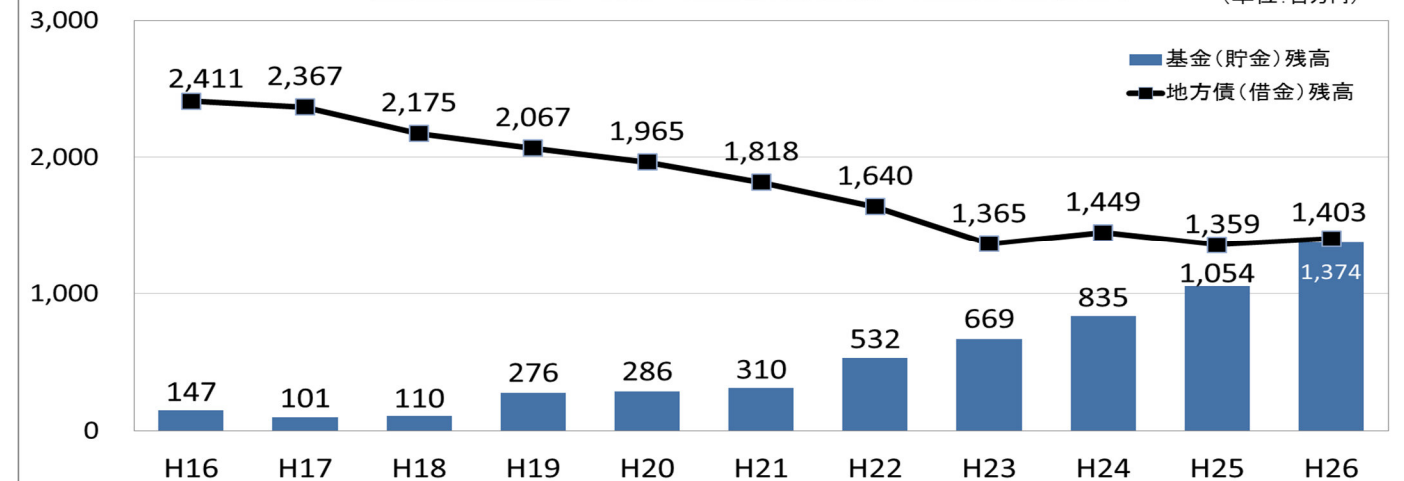
地方分権が進み、自律した行政運営が必要とされる中、数十年に一度の大規模な経費がかかる新庁舎の建設は、住民サービスの低下を招かないように計画的に進めていくことが必要です。新庁舎の建設に伴い、将来の本村の財政事情がどうなるのかを試算しました。

これまでの基金（貯金）・地方債（借金）の状況

- 本村の貯金である基金の状況については、収支状況が悪化していた平成17年度に1億1百万円という危機的な状況から、住民の皆さんに協力をいただきながら行財政改革を推進した結果、基金の残高は増加に転じ、平成26年度末時点で13億7千4百万円まで積み立てることができました。
- 一方、本村の借金である地方債の残高については、くすのきホールや給食センター建設時の地方債の返済が終了したことや、新たな地方債の発行を抑制してきた結果、年々減少傾向にありましたが、小・中学校の耐震補強工事等により、新たな地方債の発行が必要となったことから、地方債残高については横ばいで推移しています。

これまでの基金（貯金）と地方債（借金）の状況（表1）

（単位：百万円）



財政収支見通し

【収入面】

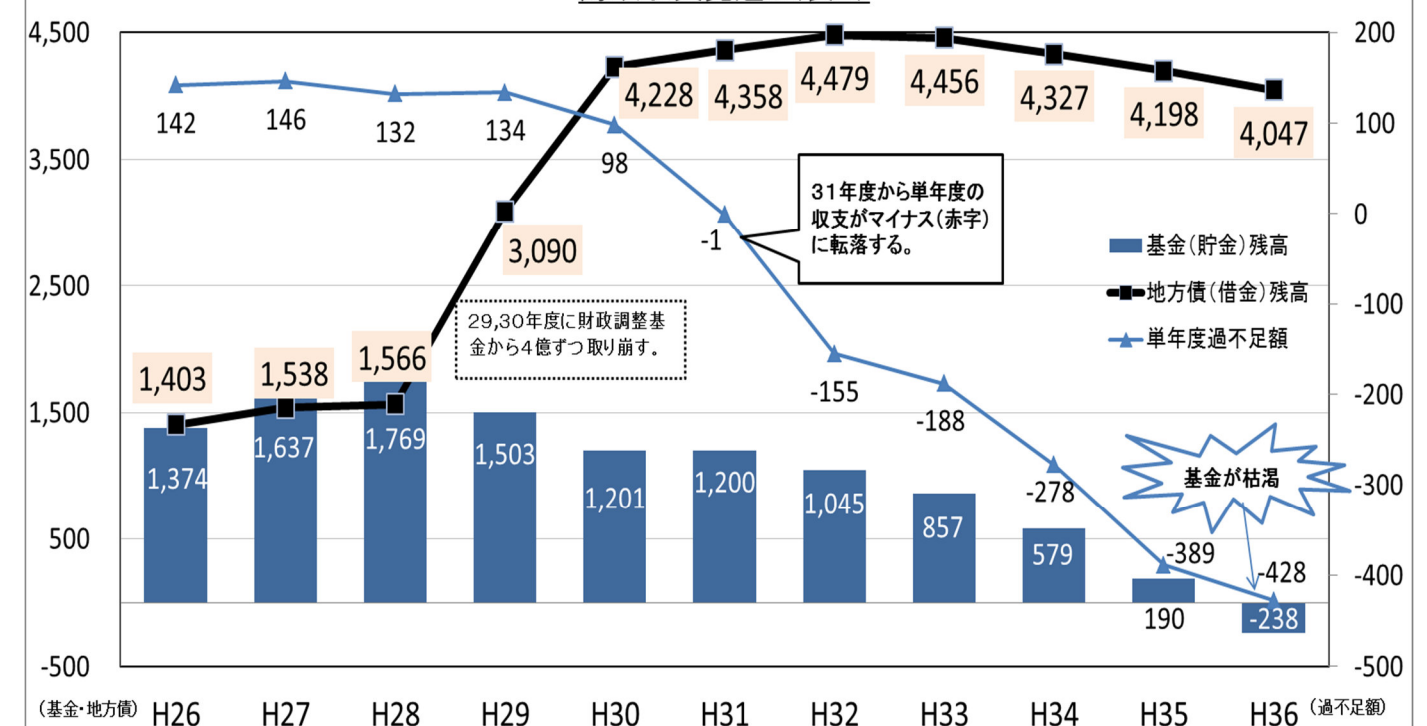
- 本村の収入の大半を占めている『村税』と『地方交付税』が今後どうなるかが重要となります。
- 本村の自らの収入源である村税は、今後さらなる人口の減少により税収は減り続ける見込みです。
- 国から交付される地方交付税も、人口が額を決める重要な要素となることから、人口が減少している本村は、基本的な交付税額は減少する見込みです。しかし、本村は平成26年度に過疎地域となったことで、過疎対策の取り組みに対する財政措置があることから、今後、地方交付税はトータルとしては増加する見込みです。

【支出面】

- 行政サービスを維持するための経常的な経費は、今後も概ね同じ水準で推移する見込みです。
- しかし、経常的な経費とは別に、臨時的な経費として、平成29・30年度に新庁舎建設で多額の費用が発生することから、村の貯金である基金の取り崩しが避けられない状況となります。
- また、平成26年度から過疎対策（道路整備、幼稚園・小学校の空調整備、給食センターの改修など多数）として発行した地方債（借金）の返済が平成31年度から本格的に始まり、これに新庁舎建設の地方債の発行（借金）が加わることから、将来にかけて支出が膨らむ構造となり、財政的に厳しい状況となります。

財政収支見通し（表2）

（単位：百万円）

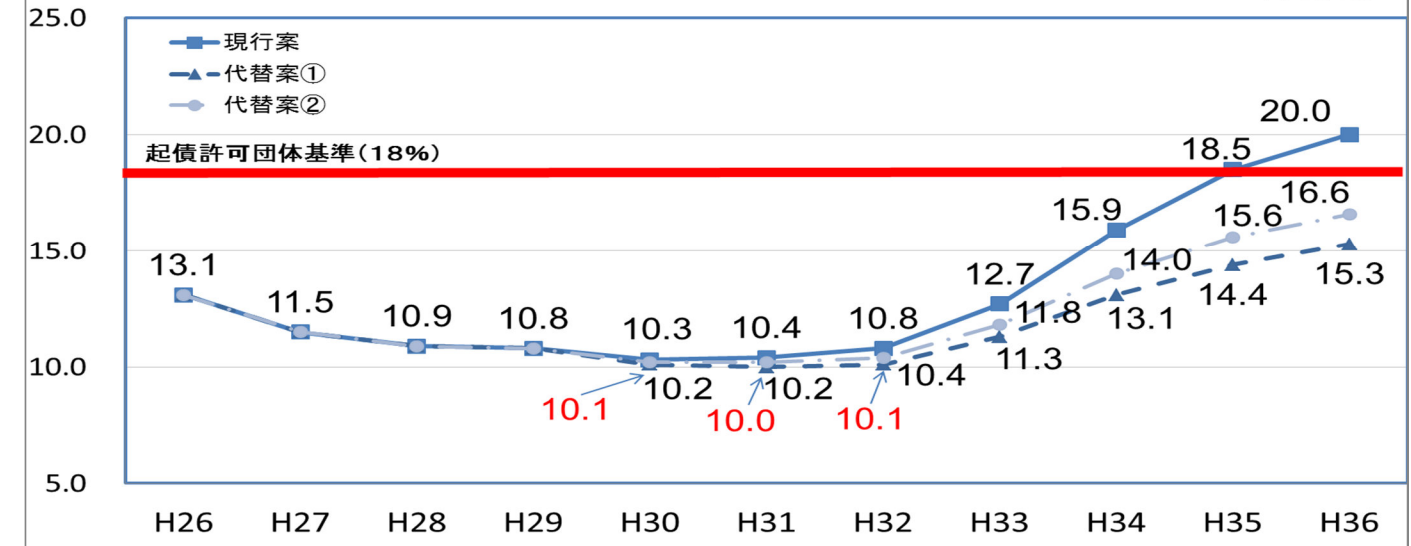


実質公債費比率の推移

- 実質公債費比率とは、自治体の収入に対する負債（借金）返済の割合のことです。
- 本村の実質公債費比率を推計すると、平成 26 年度から実施している過疎対策事業と平成 29 年度・30 年度に予定している新庁舎建設の地方債（借金）の返済が影響し、将来に向かって増加（悪化）していく見込みです。
- 健全な財政とされている基準としては、実質公債費比率が 18% を超えた場合、地方債を発行する（借金する）ためには知事の許可が必要である団体（起債許可団体）となります。
- 新庁舎建設の現行案では平成 35 年度に起債（地方債）許可団体の基準である 18% を超えることから地方債の発行（借金）の抑制が必要です。

実質公債費比率の推移(表3)

(単位: %)



将来負担比率の推移

- 将来負担比率とは、自治体が将来負担する必要がある実質的な借金額が、その自治体にとってどれだけ重みのある借金なのかを見るための割合を示したものです。
- 例えば、200%の将来負担比率とはどの程度か簡単に説明しますと、その自治体の2年分の収入をすべて借金返済にまわさなければ、今背負っている借金を完済することができない状況を言います。
- 本村の将来負担比率については、新庁舎建設に伴う基金（貯金）の減少や地方債（借金）残高の増加により、将来的に増加（悪化）していく見込みです。
- 実質公債費比率と同様に、健全な財政とする基準があり、将来負担比率の基準については350%とされています。
- 現行案を含むいずれの新庁舎建設案も基準内ではあるものの、大阪府下の市町村の平均は62.3%（26年度決算ベース）であることから、実質公債費比率と同様に地方債の発行（借金）の抑制が必要と言えます。

将来負担比率の推移(表4)

(単位: %)

